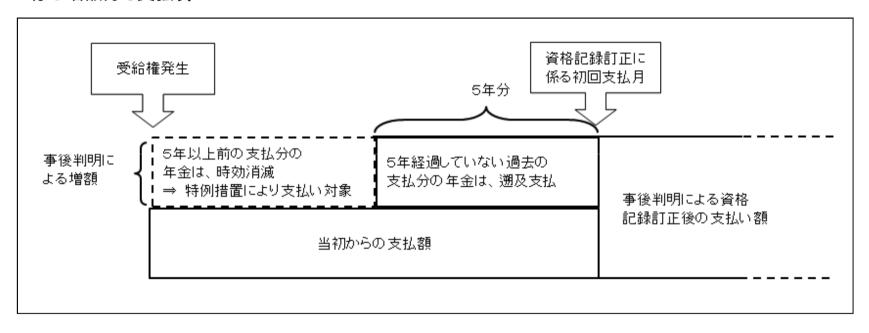
厚生年金基金に係る代行部分の「二重給付による過払い」又は「不支給」事案の取扱いについて

平成23年11月8日 厚生労働省年金局 日本年金機構

1. 年金額が「増額」するケースについて

時効特例法により過去5年分を超えて支給

「年金時効特例法」により、記録が訂正されて年金(未支給の保険給付及び記録訂正により始めて受給 権の発生が確認できる年金も含む)が増額された場合、その時点で5年の消滅時効が完成していた期間に 係る増額分も支払う。



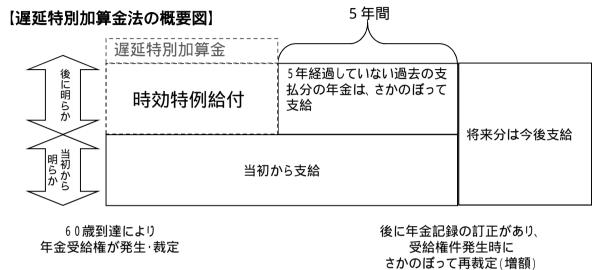
会計法

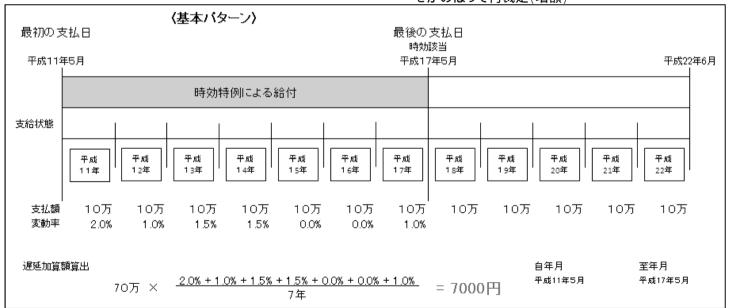
第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、5年間これを行わない時は、時効により消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

1

受給者には加算金を支払うこととなる

年金記録の訂正がなされた上で、裁定の訂正(増額)が行われた場合において、本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、「遅延特別加算金」を支給するもの。



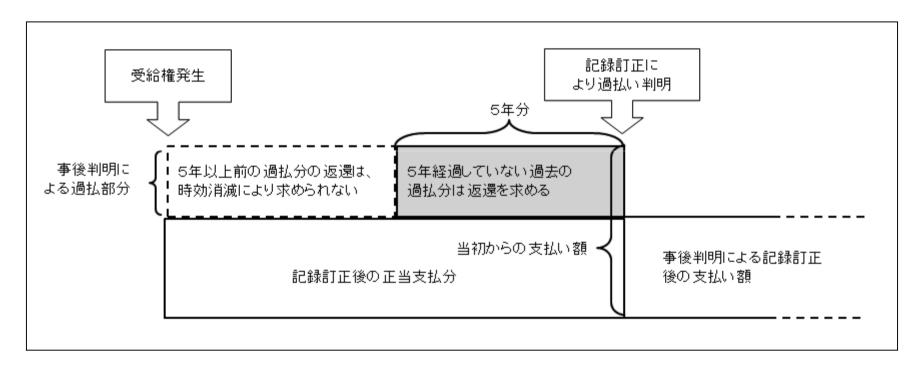


2. 年金額が「減額」するケースについて

過去5年を超える過払い分は請求しない(時効)

返還請求権の時効消滅期間について

年金給付にかかる国の金銭債権の消滅時効は、会計法第30条の規定により5年としている。



(注) 返還額は過払い額(最大過去5年分)であり、金利等はつかない。

3. 受給者等が返還する「過払い額」について

国は、年金法に基づき、その年金記録を管理し、その年金記録に基づき給付を行うことが原則。

このため、国が管理する年金に、過払いが判明した場合は、受給者に対して、事情を懇切丁寧に説明を 行い、ご理解いただいたうえで、過払い分全額を返還いただくことが基本。

過去の判決例では、「誤った裁定を取消し、再裁定を行い、さかのぼって年金を減額する」ことを認めた事例として、平成16年9月7日の東京高等裁判所での判決例もある。

【判決より抜粋)

いったんされた行政処分について、後からそれが違法または不当なものであることが明らかになった場合には、法律上特別の根拠 もなくして、行政処分をした行政庁が自ら職権によりこれを取り消すことができ、当該処分を放置する事が公共の福祉の要請に照らし 著し〈不当であると認められるときには、処分した行政庁がこれを職権で取り消し、遡及的に処分がされなかったのと同一の状態に復 せしめることが許されると解する

(参考資料)

【日本年金機構の所得税源泉徴収の取り扱い】

減額再裁定により、過去に源泉徴収していた所得税が<u>過徴収となる場合は、額改定後の支払で過払い分の</u> 税額を還付

年金額改定後の支払における源泉徴収額は、内払い控除後の支払額ではなく本来の年金額をもとに算出

税、健保等との調整について

- ・所得税 過徴収分は還付
- ・地方税、介護保険、健保等 再裁定を行った場合、対象市町村に対し、過去5年にかかる『公的年金支払報告一覧表』 を改めて送付。その情報をもとに市町村で対応

内払い期間中の年金額について、税や健保上の計算基礎額は内払い控除前か控除後かについて

- ・所得税 内払い控除前の本来の年金額をもとに算出
- ·地方税、介護保険、健保等 <u>所得税と同様(内払い控除前の本来の年金額をもとに算出)</u>

在職老齢年金との調整

- ・ 在職老齢年金を計算する際の「年金月額」は、基金代行部分も含めた総年金額で計算するため、停止額の計算に影響 はない。
- ・ しかし、支給停止額については、国から支給される額より優先に停止をかけていくため、国から支給される額に誤りの可能性がある。
- ・源泉徴収される額については、停止後の年金額をもとに計算
- ・ 過去に源泉徴収していた所得税が過徴収となる場合は、額改定後の支払で過払い分の税額を還付

在職老齢年金と税の調整イメージ



基金代行部分の過払分の取扱いについて

- 1 基本的方向(10月4日年金記録回復委員会了承)
 - 受給者に対して過払分の返還を求めるに当たっては、他の事務処理誤りによる過払ケースと同様の対応とする。
 - 年金局からの指示に基づき、「受給者への丁寧な対応」を行うよう、該当者へのお知らせ文を作成するとともに、 年金事務所向けのQ&Aを作成し周知を図る。

2 具体的方向

(1) 返還総額

会計法の規定に基づき、過払分のうち過去5年分(遅延利息なし)。

- (2)返納方法と返納スケジュール
 - ① 年金からの支払調整(内払調整)
 - ・ 該当者とご相談の上、原則として5年(2カ月に1回の支払期で30回)以内に返納が完了するように年金の 各期支払額から差引調整を行うことにより返納して頂く。
 - ② 現金による返納(納入告知書)
 - ・ 該当者とご相談の上、原則として5年(各月で60回)以内に返納が完了するように、毎月の返納額を定め、 現金により返納して頂く。
 - (注)納付告知書により、まず一括返納をお願いするが、分割を希望される方については毎月最低額 1,000 円としてご相談に応じ弾力的に対応。
 - (注) 受給者が無資力又はこれに近い状態の場合は、申立に従い、5年間の履行期限を最長10年間まで延長することができる。

(参考1)返還の例

- ① 年4,000円(サンプル調査の中央値)の過払5年分を仮に5年間で内払調整又は現金により返還する場合
 - 返還総額 2万円 (4,000円×5年分)
 - 各年返還額 4,000 円 (2万円÷5年)
 - 調整率 0.2% (4,000 円÷188 万円 (※))
 - (※) 厚生年金受給者の平均年金額 188 万円/年(厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報(平成21年度)」より)
- ② 年 16 万円(サンプル調査の最高額)の過払分5年分を仮に5年間で内払調整又は現金により返還する場合
 - 返還総額 80 万円 (16 万円×5年分)
 - 各年返還額 16 万円 (80 万円÷5年)
 - 調整率 5.8% (16万円÷277万円(※))
 - (※) 当該者の年金受給額 277万円/年

(参考2) サンプル調査結果(10月4日年金記録回復委員会報告)

厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する事案のサンプル調査結果について 平成 23 年 10 月 4 日 日本年金機構

1. サンプル調査(その1)

厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する(以下「基金加入状況記録相違」という。)事案に分類されるものの件数及び 具体的な事案を把握するため、サンプル調査を実施(平成22年9月)。

<調査の概要>

- ①調査対象 47 都道府県事務センターにおいて平成22年9月1日~24日に厚生年金基金及び企業年金連合会(以下「基金等」という。) から記録が不一致であるとして調査依頼を受け付けたものの中から、基金加入状況記録相違事案に該当するものを全件抽出。
- ②調査内容 基金加入状況記録相違事案に該当するものの事案類型(事案①又は事案②)ごとの件数を調査。

事案①:国の記録が「基金非加入」であるにも関わらず、厚生年金基金又は企業年金連合会に記録がある(代行部分二重給付)

事案(2): 国の記録が「基金加入」であるにも関わらず、厚生年金基金又は企業年金連合会に記録がない(代行部分不支給)

③調査結果

上記期間の不一致事案の	うち「基金加入状況記録相違」	アのうち事案①	アのうち事案②
総受付件数	と考えられる件数 (ア)	(二重給付)	(代行部分不支給)
49,543件(100%)	3,187 件	618件	2,569 件
	(不一致事案の 6.4%)	(不一致事案の 1.2%)	(不一致事案の 5.2%)

2. サンプル調査(その2)

「基金加入状況記録相違」を補正した場合の年金額への影響を把握するため、サンプル調査を実施(平成23年4月)。

<調査の概要>

(1)調査対象 調査時点(23 年 4 月)で受付件数の多い上位 20 都道府県(宮城県除く)の事務センター。

②抽出方法 基金加入状況記録相違事案のうち、上記事案①・事案②別に、最近調査依頼を受け付けたものから順に遡って5件を抽出。 (事案①・②各100件)

③調査内容 国記録、基金記録のどちらが正しいか確認作業を行わず、以下の仮定で影響額を算出。

事案①(代行部分二重給付): 仮に国の記録を「基金加入」に訂正した場合に、国の給付が減少する額(年額)

事案②(代行部分不支給):仮に国の記録が正しい場合に、厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する代行部分の額(年額)

4調査結果

(1) 厚生年金(国)の増減額(年額) (別紙「種別訂正による年金額減額(又は増額)(年額)分布図」参照)

(概要) 事案(1)・事案(2)とも、年金増減額(年額)1万円以下のものが7割程度を占める。

			基金加入状況記	増減額 (年額)		
		件数	録相違月数	中央値(平均)	最高額	最低額
			中央値(平均)			
事案①	受給者	76 件	7月(13.7月)	▲3,820 円(▲15,590 円)	▲161,500円	▲128円
(二重給付)	被保険者	24 件	4月(7.3月)	▲2,300 円(▲ 6,510 円)	▲51,750円	▲128円
事案②	受給者	68 件	7月(19.5月)	2,450円(22,200円)	813,987 円	195 円
(代行部分不支給)	被保険者	31 件	9月(34.9月)	11,500円(54,280円)	461,416 円	734 円

(2) 記録相違の時期

(概要) 事案①はオンライン化前の古い時期に限ってみられる。一方、事案②は新しい時期についてもみられる。

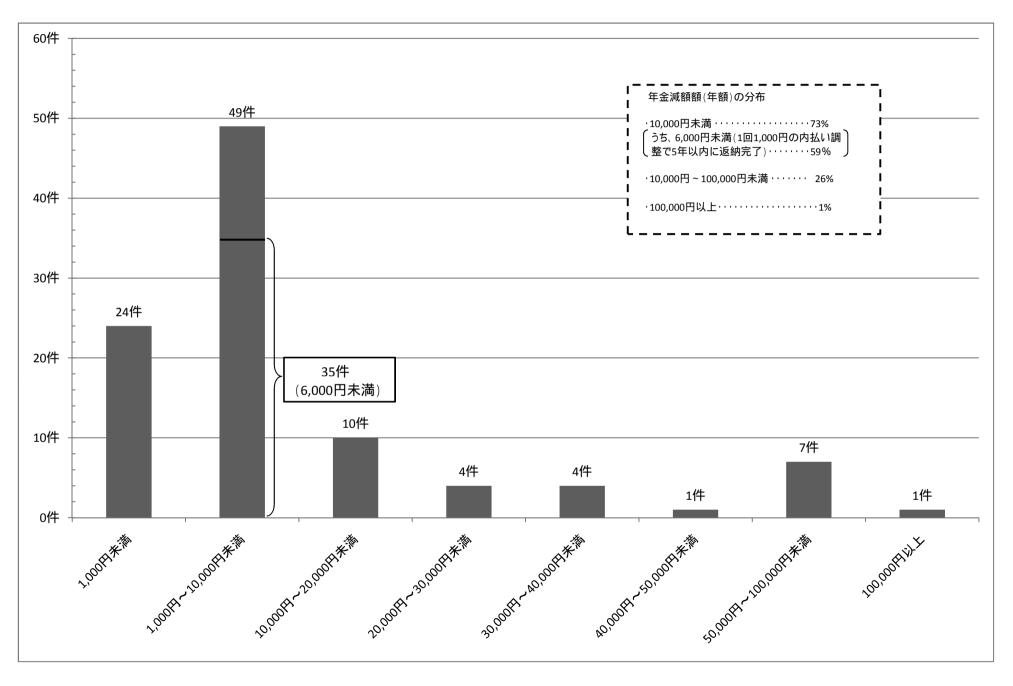
	事案①(二重給付)		事案②(代行部分不支給)	
	受給者	被保険者	受給者	被保険者
昭和 41 年~昭和 50 年	48	11	49	3
昭和 51 年~昭和 60 年	26	11	12	8
昭和61年~平成8年	2	2	5	8
平成9年~	0	0	2	12
計	76	24	68	31

【参考】基金加入状況記録相違事案の見込み件数(粗い試算)

<u>事案①の件数 約 3.1 万件</u> (不一致件数全体 260 万件^{*1} × 1.2%) うち受給者数 1. 2 万件^{*2} 被保険者数 1. 9 万件 <u>事案②の件数 約 13.5 万件</u> (不一致件数全体 260 万件 × 5.2%) うち受給者数 5. 0 万件 被保険者数 8. 5 万件

- ※1 厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約 4,000 万件のうち、被保険者記録と基金記録の不一致率 6.4%(企業年金連合会における不一致率:平成 22 年 5 月 13 日時点速報値)として機械的に算出したもの。
- ※2 厚生年金基金における受給者の比率 37.2% (平成 2 1 年度末の加入員数 460 万人、受給者数 272 万人) を用いて、機械的に算出したもの。

種別訂正による年金額減額(年額)分布図(事案)



種別訂正による年金額増額(年額)分布図(事案)

